

鳥取縣公報

縣令

第百七拾號
昭和五年十一月二十五日

火曜日

◆鳥取縣令第六十六號

昭和四年一月鳥取縣令第一號牛肺疫豫防ニ關スル移入禁止區域中左記ヲ解除シ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

昭和五年十一月二十五日

鳥取縣知事 神田 純 一

廣島縣 一 圓

神奈川縣 高座郡海老名村

愛媛縣 溫泉郡石井村大字朝生田(字下組ヲ除ク)

告示

◆鳥取縣告示第三百三十九號

吳鎮守府ニ於テ昭和六年度海軍志願兵左ノ通徵募セラル志願者ハ左記事項了知ノ上二月十日迄ニ願書ヲ居住地ノ市町村長ニ差出スベシ市町村長ハ二月十五日迄ニ之ヲ知事ニ進達スベシ

昭和五年十一月二十五日

鳥取縣知事 神田純一

一、徵募兵種及採用員數左ノ如シ

水兵	八一〇	(内掌電信兵六〇)	航空兵	約三五
機關兵	五〇〇		軍樂兵	一八
看護兵	三〇〇		主計兵	七〇

二、志願兵定限年齡左ノ如シ

00803

00803

水兵 (掌電信兵ヲ除ク)

機關兵

看護兵

主計兵

掌電信兵志願者 滿十五年以上

タル水兵 十九年未滿

航空兵 滿十五年以上 (自大正三年十二月三日) 出生ノ者
十九年未滿 (至大正五年十二月二日)

軍樂兵 滿十六年以上 (自明治四十四年十二月三日) 出生ノ者
二十年未滿 (至大正四年十二月二日)

三、願書ノ書式左ノ如シ

海軍兵員願

(用紙半紙)

本籍地 何縣何郡市何町村大字何何番地

現住地 何縣何郡市何町村大字何何番地

- 族 籍 職 業
- 一、希 望 兵 種 第一何兵 第二何兵 第三何兵
 - 二、教 育 程 度 何郡市何尋常高等小學校卒業
 - 三、體 重 貫 匁 (匁)
 - 四、身 長 尺 寸 (米)

(假名ヲ附スルコト)
何 誰

年 月 日 生

右海軍兵員志願ニ付御検査ノ上御採用相成候様御申立被下度此段相願候也

年 月 日

戸主トノ續柄 本人 氏 名 印
親權者又ハ後見人 氏 名 印

鳥取縣知事 神 田 純 一 殿

四、右ノ外詳細ナル事項ハ市役所、町村役場ニ就キ承合スベシ

◆鳥取縣告示第三百四十號

東伯郡社村國府第二耕地整理組合長、同副長左記ノ通選任ノ件認可セリ

昭和五年十一月二十五日

- 鳥取縣知事 神 田 純 一
- 東伯郡社村大字國分寺
 - 組 合 長 小 谷 真 喜 造
 - 同 郡 同 村 大 字 同
 - 組 合 副 長 岸 本 多 藏

◆鳥取縣告示第三百四十一號

昭和五年十一月八日付鳥取縣技手羽部 修ヲ漁業監督吏員ニ任命セリ

昭和五年十一月二十五日

鳥取縣知事 神 田 純 一

◆鳥取縣告示第三百四十二號

左記公有水面埋立ノ件免許セリ

昭和五年十一月二十五日

鳥取縣知事 神 田 純 一

一、埋立ノ免許ヲ受ケタル者 鳥 取 市

一、埋立ノ場所

鳥取市寺町四一番ノ一ヨリ材木町五〇番、寺町三〇番ヨリ湯所町一一二番、東町一三七番ノ一ヨリ江崎町一番ノ二、江崎町一五番ヨリ栗谷町七六番ノ二、西町二八九番ヨリ同町五番ノ一、西町一番ヨリ同町一番ノ五、西町一〇番ヨリ同町四八番ノ一、同町四六番ノ五ヨリ同町四六番ノ四、同町三五〇番ヨリ同町三八二番ノ一、同町三三二番ノ一ヨリ同町三九八番、同町二六七番ノ一ヨリ同町二六〇番ノ一同町三九八番、下横町一三番ノ一ヨリ鹿野町三九番玄

一、埋立ノ面積

第一區 一萬七千九百七十一坪九勺

第二區 千五百八坪九合八勺

第三區 六百八十三坪五合四勺

第四區 二百八十九坪七合三勺

第五區 三千八坪五合六勺

第六區 四百七十五坪九合

第七區 千四百二十二坪三合

第八區 八百七十九坪四合二勺

第九區 二千百八十四坪九勺

第十區 三千百一坪 四千四百十六坪五合七勺

一、埋立ノ目的 宅地、畑地、護岸

好町三六番ノ二下魚町三番、湯所町一二九番ヨリ同町一六九番、東町四〇〇番ヨリ西町二一九番地先公有水面

一、工事着手竣功期限

第一區	(着手期限 竣功期限)	免許ノ日ヨリ二箇月以内 着手ノ日ヨリ五箇月以内
第二區	(同)	(第一區ニ同シ)
第三區	(同)	(第一區ニ同シ)
第四區	(同)	免許ノ日ヨリ一箇年以内 着手ノ日ヨリ一箇年以内
第五區	(同)	免許ノ日ヨリ六箇月以内 着手ノ日ヨリ八箇月以内
第六區	(同)	(第五區ニ同シ)
第七區	(同)	(同)
第八區	(同)	(同)
第九區	(同)	免許ノ日ヨリ一箇年以内 着手ノ日ヨリ一箇年以内

◆鳥取縣告示第三百四十三號

西伯郡法勝寺村馬場耕地整理組合長、同副長左記ノ通選任ノ件認可セリ

昭和五年十一月二十五日

鳥取縣知事 神 田 純 一

西伯郡法勝寺村大字馬場

組合長 尾 政 太 郎

同 郡 同 村大字同

組合副長 前 田 清 次 郎

第十區

(同)

免許ノ日ヨリ一箇年以内
着手ノ日ヨリ二箇年以内